

公安委員会
説明資料NO. 1

平成27年警察白書の構成について

平成26年10月16日
総務課

(略)

公安委員会	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	平成26年10月16日
説明資料No. 2	関する法律の一部を改正する法律案について	保安課

1 法改正の趣旨

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、客にダンス等の遊興及び飲食をさせる営業について、一定の要件の下で深夜に営むことができることとする等の措置を講ずるもの。

2 改正案の概要

(1) 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

ダンス自体を対象とする規制は行わないこととし、業態（営業時間帯と照度）に応じた規制を行うこととする。

ア 低照度のものは引き続き風俗営業として規制

イ 低照度でなく、深夜まで営業するものは下記(2)の営業として規制

ウ 低照度でなく、深夜に営業しないものは飲食店営業として規制

(2) 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興をさせ、かつ、酒類の提供を伴う飲食をさせる営業（特定遊興飲食店営業）について許可制度等の必要な規制を設ける。

(3) 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

ア 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者に対して客の迷惑行為の防止や苦情処理を義務付け

イ 警察、営業者、地域住民等から成る風俗環境保全協議会を設置

(4) その他所要の規定の整備

ア 風俗営業の営業時間制限の緩和に係る規定の見直し

イ ゲームセンターへの18歳未満の者の立入制限に係る規定の見直し

(5) 施行期日

○ ダンスホール等に係る規制撤廃の規定は、公布日

○ 特定遊興飲食店営業の許可申請に係る準備行為の規定は、公布日から9月以内の政令で定める日

○ その他の規定は、公布日から1年以内の政令で定める日

3 政策評価法に基づく事前評価の実施

政策評価法の規定に基づき、本改正で新設・改廃されることとなる規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、改正案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成した。

4 今後の予定

平成26年10月24日 閣議決定

1 経緯

平成26年10月22日（水）から24日（金）までの間、フランス（パリ）において開催されるF A T F 全体会合において、F A T F 「40の勧告」及び「9の特別勧告」の履行状況に係る対日相互審査（平成20年）に対する第10回フォローアップ報告を行うもの。

前回の会合（本年6月）では、我が国に対し、必要な法案を成立させ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す旨の声明を公表すること、10月全体会合において、必要な制度の整備等、不備事項の改善に向けた進捗状況について報告を求めることなどが決定された。

2 第10回報告の概要

本年6月以降の我が国の不備事項の改善に向けた進捗について報告を行う。警察庁関係は、次のとおり。

(1) 顧客管理の強化

犯罪収益移転防止法の改正案を臨時国会に提出。

疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認及び事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充に係る規定を整備し、相互審査において指摘された不備事項に対応する。

(2) テロリストの資産凍結

外国為替及び外国貿易法により規制が及んでいない部分に対応する国際テロリストの財産凍結法案を臨時国会に提出。

外国為替及び外国貿易法と相まって、F A T F 勧告の求めるテロリストの資産凍結は履行されることとなる。

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>貨物自動車に係る運転免許制度の 在り方に対する意見の募集結果等 について</p>	<p>平成26年10月16日 運 転 免 許 課</p>
-----------------------------------	---	----------------------------------

1 意見公募手続の実施結果

平成26年8月8日から同年9月6日までの間、「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する報告書」を踏まえ、貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に対する意見公募手続を実施したところ、47件の御意見が寄せられた。

(1) 賛成とする主な御意見

- 高卒者をはじめとする若年者の小型トラックドライバーへの就業の道を開くこととなり、ひいては中・大型トラックドライバーの確保・養成に大きく貢献する。免許制度改正の早期実施を要望する。

(2) 賛成ではあるが、配慮すべき点として付言された主な御意見

- 交通事故被害者遺族の心情は理解できる。事故防止装置の装着や運転者教育等により事故防止に努めるべきである。
- 新区分免許導入においては、一層の安全確保対策が最重要事項と認識。教育体系を制度化すべき。
- 普通免許を3.5トンまでに厳しくするのは安全のため結構だが、過積載をするなどの悪質な業者の取締りもして欲しい。

(3) 反対とする主な御意見

- そもそも運送業者が車両を小型化すればいいのではないか。トラックドライバーの運転マナーは酷すぎるので、まずは、トラック業界が車両の改良・賃金上昇、運転マナー向上といった最大限の努力を行うべきではないか。
- 卒業したての高校生に新たな免許を受けるほどの金銭的余裕はなく、会社にも支援する余裕はない。

普通免許で運転できる上限が3.5トン未満になると、新人ドライバーを募集しても、わざわざ新たな免許を取得しないと乗務できず、ドライバー確保という観点から門戸が狭まる。

2 実施結果の取扱い

上記実施結果については、今後の警察庁における検討の参考とする。